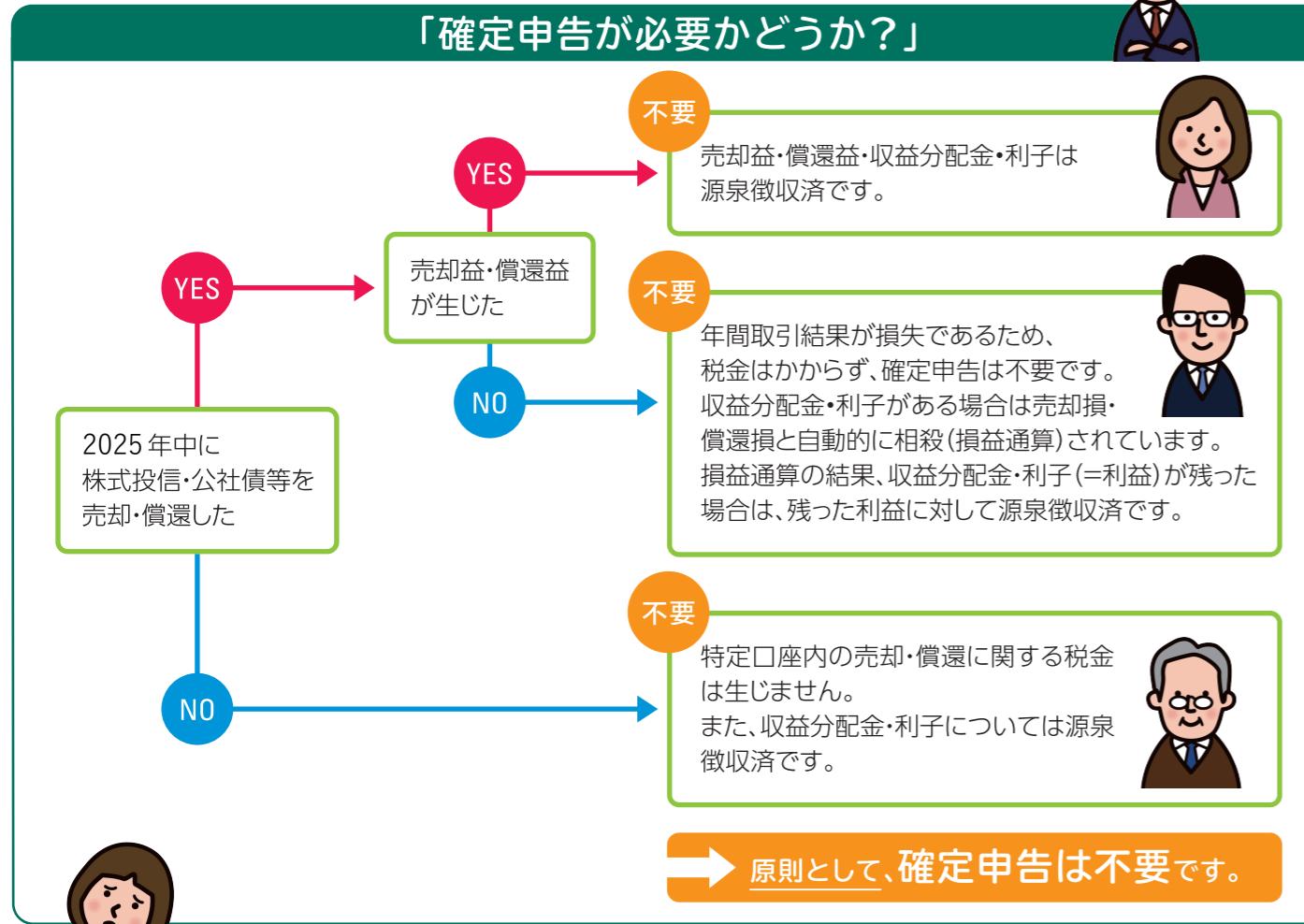


～伊予銀行の特定口座「源泉徴収あり」をご利用の場合～



特定口座「源泉徴収あり」で確定申告が必要なケースは？

- ① 他の金融機関*の口座で生じた株式投信・公社債等の譲渡所得や収益分配金、利子等と損益通算する場合
※他の金融機関には四国アライアンス証券も含みますのでご注意ください。
- ② 譲渡損失の繰越控除の特例を受ける場合
- ③ 譲渡損失の繰越控除の特例の対象となっている損失と損益通算する場合
- ④ 配当控除の適用を受ける場合

※なお、確定申告したことにより、配偶者控除の適用や国民健康保険料等に影響が生じるケースもあります。詳しくは、税務署・税理士などの専門家にご相談ください。

○当資料は、証券税制等の説明用資料として伊予銀行が作成したものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。また、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。

○当資料は、2025年12月時点での情報をもとに作成しています。今後の税制改正等により内容が変更になる可能性もありますのでご注意ください。

特定口座の確定申告は、スマートフォンでもできます。

自宅から e-Tax で

・マイナンバーカードとスマートフォン（マイナンバーカード読み取り対応）をお持ちの方は、自宅等で確定申告書を作成し、e-Tax で送信（提出）できます。

もっと便利に

・「マイナポータル連携」の利用や、証券会社等から電子交付を受けた XML データ形式の年間取引報告書の利用により、報告書の内容が自動入力されます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

●お問い合わせはお近くのいよぎんの窓口または [いよぎん投信デスク]

0120-75-1444

受付時間
(銀行休業日は除きます)
9:00～17:00

●ホームページ

www.iyobank.co.jp



いよぎん
特定口座年間
取引報告書の
見 方



確定申告がスムーズに行える「特定口座年間取引報告書」の説明です。



ご注意ください

- 債券・投資信託は預金商品ではなく、当行が元本・収益分配金・利子を保証する商品ではありません。
- 証券取引口座(銀行口座)で取り扱う債券・投資信託は預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、信託財産に組み入れた株式や債券の価格変動、金利や為替相場の変動などにより、基準価額が上下し、お客様の投資元本が減少する可能性があります。
- 確定申告を行う場合は、税務署・税理士などの専門家にご相談ください。

特定口座年間取引報告書の見方

作成日 2025年12月30日
0100- 頁
NT1G

A) 源泉徴収の選択

源泉徴収 有(あり)

特定口座内の利益(売却益・償還益・収益分配金・利子)について、所得税15.315%・住民税5%を源泉徴収し納税済みです。

源泉徴収 無(なし)

特定口座内の利益(売却益・償還益)について、税金は源泉徴収していません。
お客様ご自身で確定申告と納税が必要です。

B) 譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等

2025年に売却・償還した投資信託および公社債等の損益を記載しております。

③ 差引金額 プラス (譲渡所得等の金額)

年間の取引結果がプラス(利益)でした。

③ 差引金額 マイナス (譲渡所得等の金額)

年間の取引結果がマイナス(損失)でした。
(その金額は⑯に転記されています)

C) 配当等の額及び源泉徴収税額等(特定上場株式等の配当等)

⑨ 合計 (配当所得の金額)

普通分配金(特定口座内の株式投信に関して、所得税・住民税の対象となる収益分配金)合計額とそれに対してすでに源泉徴収された所得税・住民税の額です。

特別分配金の額

税金がかからない元本払戻金(特別分配金)の合計額です。

D) 配当等の額及び源泉徴収税額等(特定上場株式等の配当等以外のもの)

⑯ 合計 (利子所得の金額)

公社債等の利子の合計額とそれに対してすでに源泉徴収された所得税・住民税の額です。

E) 差引金額／納付税額／還付税額

「源泉徴収あり」を選択いただいたお客様は、⑰差引金額で譲渡損失と普通分配金・利子を損益通算し、該当年の普通分配金・利子に対して最終的に源泉徴収されるべき所得税・住民税を⑯納付税額に表示します。

そして、⑨⑯のすでに源泉徴収された税額と⑯源泉徴収されるべき納付税額とで過納分があれば⑯還付税額に表示します。還付金は翌年1月に指定預金口座に入金されます。

※「源泉徴収なし」の特定口座の場合

売却益・償還益について税金は源泉徴収していませんので、お客様ご自身で確定申告と納税が必要です。
売却損・償還損については税金がかかりませんので申告は原則として不要です。ただし、譲渡損失の3年間繰越控除を利用する場合等は、確定申告が必要です。
また、「源泉徴収なし」の特定口座内には株式投信および公社債等の収益分配金や利子を受入れることはできません。
売却損・償還損と収益分配金・利子を相殺(損益通算)する場合は、お客様自身で確定申告をする必要があります。
その際、収益分配金・利子等の支払通知書をご使用できます。

令和7年分 特定口座年間取引報告書					
税務署長 殿 令和7年12月30日					
特定口座開設者	住 所 (居 所)	前回提出時の 住 所又は居 所	フリガナ	氏 名	勘定の種類 口座開設年月日 源泉徴収の選択
			氏 名		
生年月日	源泉徴収の選択	有	保管・配当等	令和2年11月 1日	令和7年12月30日
(譲渡に係る年間取引損益 及び源泉徴収税額等)	源泉徴収税額 (所得税)	千円 15	株式等譲渡所得割額 (住民税)	千円 5	外国所得税の額 千円 100
譲渡区分	①譲渡の対価の額 (収入金額)	②取得費及び譲渡に 要した費用の額等	③差引金額(譲渡所得等の金額) (① - ②)		
上場分	1000000	999900	100		
特定信用分					
合計	1000000	999900	100		
(配当等の額及び源泉徴収税額等)					
種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等控除額 外国所得税の額
④株式、出資又は基金					
⑤特定株式投資信託	4086	539	204		86
⑥投資信託又は特定受益証券 発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)					6
⑦オープン型証券投資信託	6129	809	306		129
⑧国外株式又は国外投資信託等	0	0	0		9
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	10215	1348	510	0	215
⑩公社債	0	0	0		15
⑪社債的受益権					0
⑫投資信託又は特定受益証券 発行信託(⑩及び⑪以外)	0	0	0		0
⑬オープン型証券投資信託	0	0	0		0
⑭国外公社債又は国外投 資信託等	0	0	0		0
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	0	0	0	0	0
⑯譲渡損失の金額	0				(摘要) 1-0110-150
⑰差引金額(⑨+⑯-⑮)	10215				
⑯納付税額		1348	510		
⑯還付税額(⑯+⑯-⑯)		0	0		
金融商品取引業者等	所在地	松山市南堀端町1番地			
名称	株式会社伊予銀行 本店営業部	(電話) 089-941-1141			
法人番号	4500001000003				

※NISA口座でのお取引については「特定口座年間取引報告書」に記載されません。

※令和元年度(平成31年度)税制改正で確定申告の際、「特定口座年間取引報告書」は添付不要となりましたが、大切に保管してください。

ご存知ですか？ 「譲渡損失の繰越控除」

譲渡所得の損失(株式投信および公社債等の売却損・償還損)を3年間にわたって繰越しすることができます。
ただし、毎年確定申告が必要になりますので、注意が必要です。

NISA 2023年までの「一般NISA」は毎年120万円、「つみたてNISA」は毎年40万円まで、2024年から
のNISAは毎年360万円(つみたて投資枠:120万円、成長投資枠:240万円)<非課税保有限度額有り>の
投資額に対する売却益(譲渡所得)および収益分配金(配当所得)が非課税となる制度です。NISA口座でのお取引は
非課税で、確定申告も不要です。NISAのご利用は、NISA口座の開設が必要となります。

詳しくは、当行ホームページまたは窓口等でご確認ください。

